

# 第2期 宮代町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

宮代町

(令和5年3月版)



## はじめに

宮代町では、子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するために、平成27年3月に「宮代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代の社会を担う子どもたちの子育てを社会全体で応援することを目標とし、住民、地域、事業者などの連携と協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。



この計画が令和2年3月をもちまして終了となりますことから、このたび現在の計画の取組の成果を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援法に基づく給付及び事業を総合的かつ計画的に行うため、平成30年12月に子育て家庭を対象としたニーズ調査を行い、住民の皆様の協力を得ながら「第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、現在の計画の基本理念である「ひろがる子育ての輪、夢と笑顔をはぐくむまち」を継承し、子育て家庭、地域、学校、子育て施設などすべての構成員が子どもの健やかな育ちと子育てを支え、その輪を広げていくことにより、安心とゆとり、将来への希望をもって子育てができるまちづくりを目指してまいりたいと考えています。

そして、この計画を実現していくためには、町民の皆様をはじめ、地域や関係機関の皆様との連携と協働が不可欠であります。皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層の御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に際しまして、御指導、御協力をいただきました関係者各位に心から御礼申し上げます。

令和 2年 3月

宮代町長 新井 康之



## 目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景及び趣旨	3
2	子ども・子育て支援新制度について	4
3	計画の対象	7
4	計画の期間	7
5	策定体制	7
第2章	子ども・子育てをめぐる本町の現状	9
1	本町の現状	11
2	ニーズ調査結果からわかる現状	25
3	子ども・子育てをめぐる課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	39
1	計画の基本理念	41
2	計画の基本目標	42
3	教育・保育提供区域の設定	45
4	計画の体系	46
第4章	計画の推進方策	47
	基本目標1 つながりあう子育てしやすいまち	49
1	教育・保育施設の充実	49
2	地域子ども・子育て支援事業の推進	52
3	子育てに関する相談、情報提供の充実	63
	基本目標2 あたたかい心で子育てをささえあうまち	64
1	児童虐待防止対策の推進	64
2	子どもの貧困対策の推進	66
3	障がい児施策の充実等	68
	基本目標3 仕事に子育てにゆとりをもてるまち	70
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	70
	基本目標4 安心・安全な環境で豊かな心が育つまち	71
1	新・放課後子ども総合プランの推進	71
第5章	計画の推進体制と進捗管理	75
1	計画の推進体制	77
2	計画の点検・評価などの進捗管理	77
資料編		79



## 第 1 章

---

# 計画の概要



国では、少子化対策への一環として、総合的かつ長期的な対処を行うための「少子化社会対策基本法」や、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するための施策を展開してきました。

さらに、平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、国及び都道府県は必要な各般の措置を講じることとされ、市町村は、当該支援給付に係る教育・保育及び当該支援事業の提供体制の確保等を図り、総合的かつ計画的に事業を実施するため、「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

宮代町では、子ども・子育て支援法にもとづき、平成27年3月に平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とする「宮代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施してきましたが、令和2年3月に計画期間が終了することを踏まえて、次期計画策定に向けた宮代町の子ども・子育てをめぐる課題等の整理を行うため、平成30年12月に子育て家庭を対象としたニーズ調査を実施するとともに、現在の計画の実施状況等を検証してきました。

これらの内容をもとに第1期の計画を引き継ぎ、「ひろがる子育ての輪、夢と笑顔をはぐくむまち」を基本理念とした、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

**(1) 子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度の概要**

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法にもとづく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

**子ども・子育て関連3法**

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

**■「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設**

従来別々に行われていた認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されました。

**■認定こども園制度の改善**

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられ、認定こども園の財政措置は「施設型給付」に一本化されました。

**■地域の子育て支援の充実**

地域の実情に応じた「地域子ども・子育て支援事業」の充実が図られることになり、宮代町では、本計画書の子ども・子育て支援事業計画で掲載のとおり実施しています。

**■市町村が計画の策定、給付・事業の実施主体**

市町村が地域のニーズにもとづき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施することになりました。

市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

**■社会全体による費用負担**

消費税率の引き上げにより確保される財源が幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実にあてられることになりました。

**■子ども・子育て会議の設置**

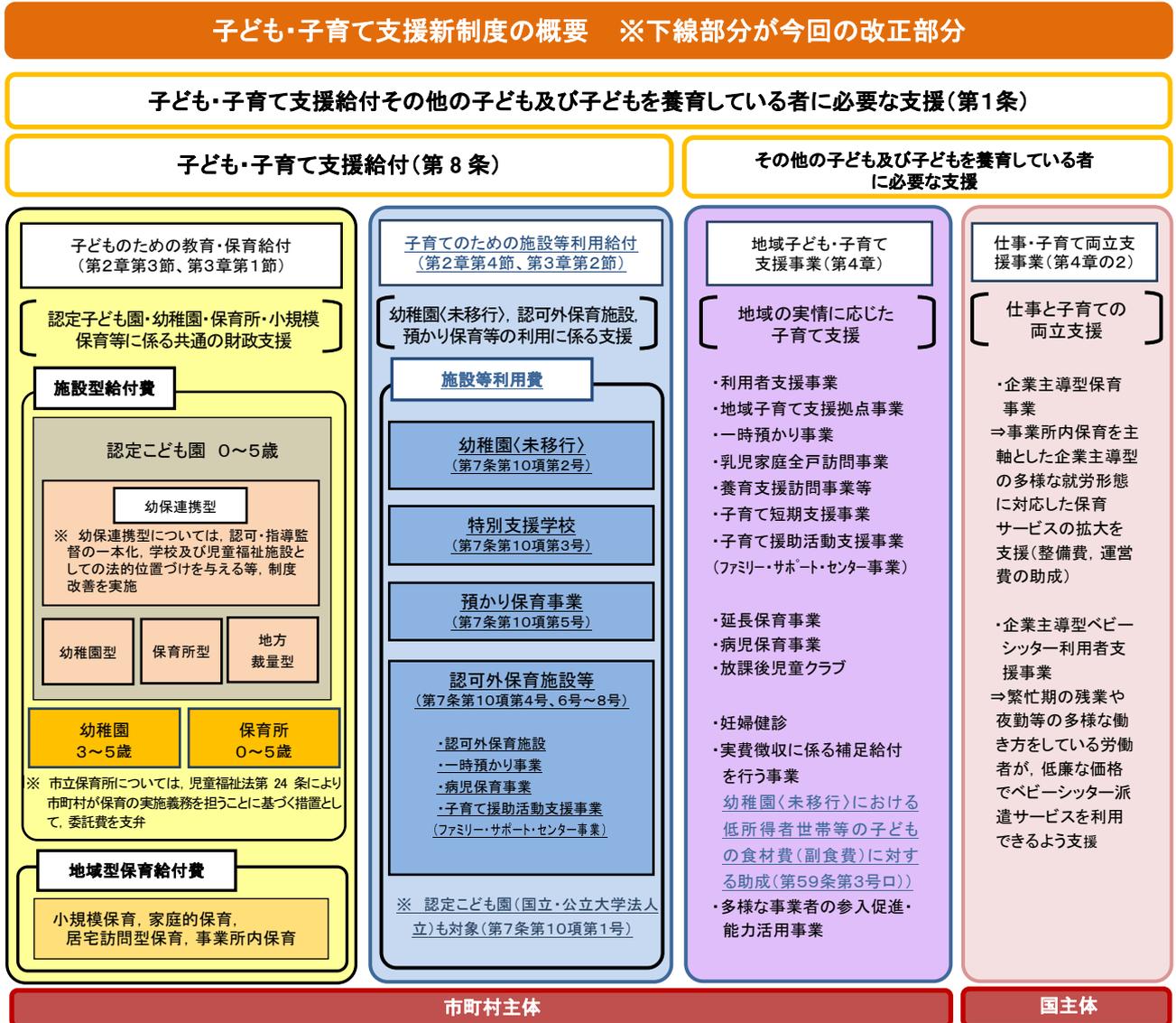
国は有識者や子育て当事者、子育て支援事業従業者等が政策プロセス等に参画・関与する子ども・子育て会議を設置しています。市町村の地方版子ども・子育て会議の設置も努力義務とされており、宮代町では「次世代育成支援行動計画地域協議会」を設置し、施策の総合的な推進等に関する評価・審議等を行っています。

## (2) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法にもとづく、子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」が新たに新設されました。

図表 制度における給付・事業の全体像



### (3) 子ども・子育て支援給付

#### ①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。(法定代理受領制度)

##### ◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」、「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して施設型給付費を支給します。

##### ◆地域型保育給付

対象事業は、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「小規模保育事業」、「居宅訪問型保育事業」で、市町村が事業者に対して地域型保育給付費を支給します。

#### ②「子育てのための施設等利用給付」

市町村は、「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行うために、子育てのための施設等利用給付費を支給します。

### (4) 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は、宮代町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。宮代町では13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

#### 地域子ども・子育て支援事業

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| ①利用者支援事業                                     | ⑦子育て援助活動支援事業                |
| ②地域子育て支援拠点事業                                 | (ファミリー・サポート・センター事業)         |
| ③妊婦健康診査                                      | ⑧一時預かり事業                    |
| ④乳児家庭全戸訪問事業                                  | ⑨延長保育事業                     |
| ⑤-1 養育支援訪問事業                                 | ⑩病児・病後児保育事業                 |
| ⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) | ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)      |
| ⑥子育て短期支援事業                                   | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業           |
|  | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |

### 3

## 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とします。

### 4

## 計画の期間

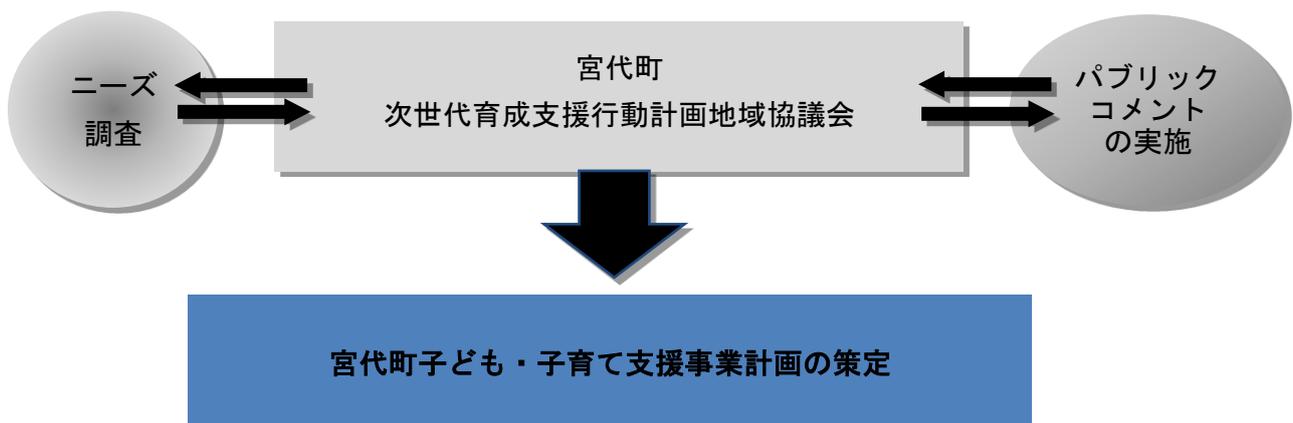
計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

	平成 27 (2015) 年度	28 (2016) 年度	29 (2017) 年度	30 (2018) 年度	令和 元 (2019) 年度	2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度
子ども・子育て 支援事業計画	← 第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画 →				

### 5

## 策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項にもとづき、宮代町内の保護者、子ども・子育て支援関連の事業者、学識経験者等により構成される「宮代町次世代育成支援行動計画地域協議会」において、子育て家庭を対象としたニーズ調査の内容をはじめとした策定に係る各種審議を行いました。





## 第 2 章

---

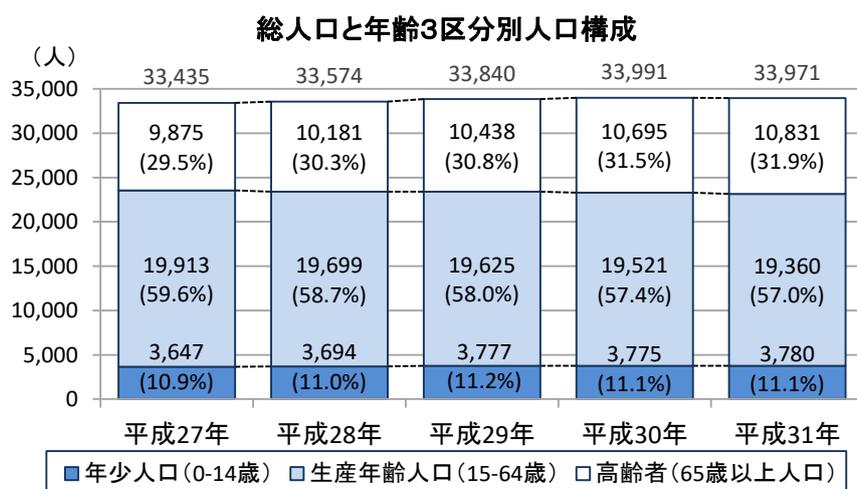
# 子ども・子育てをめぐる本町の現状



### (1) 人口の推移

本町の総人口は、平成27年以降増加していましたが、平成31年には33,971人と前年より減少しています。

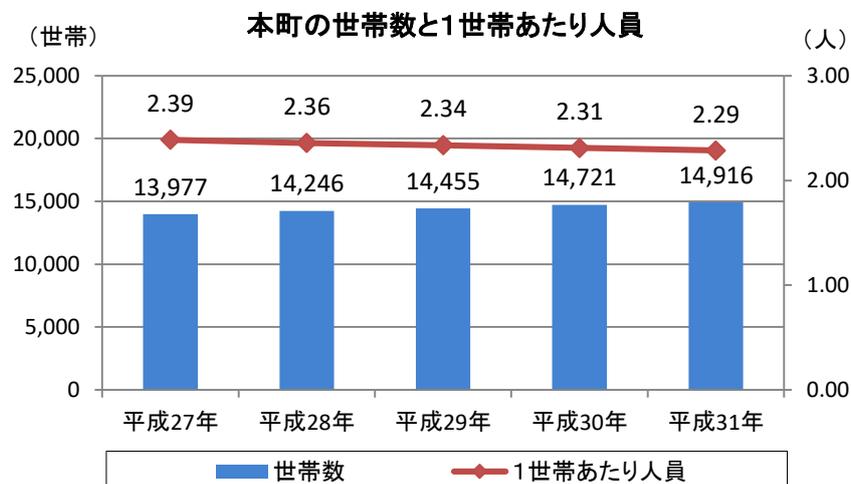
また、年齢3区別の人口構成をみると、平成27年以降年少人口（0～14歳）は横ばいで推移していますが、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向、高齢者（65歳以上人口）は増加傾向となっており、高齢化が進んでいます。



### (2) 世帯数の推移

本町の世帯数は、平成27年以降増加しており、平成31年1月1日現在14,916世帯となっています。

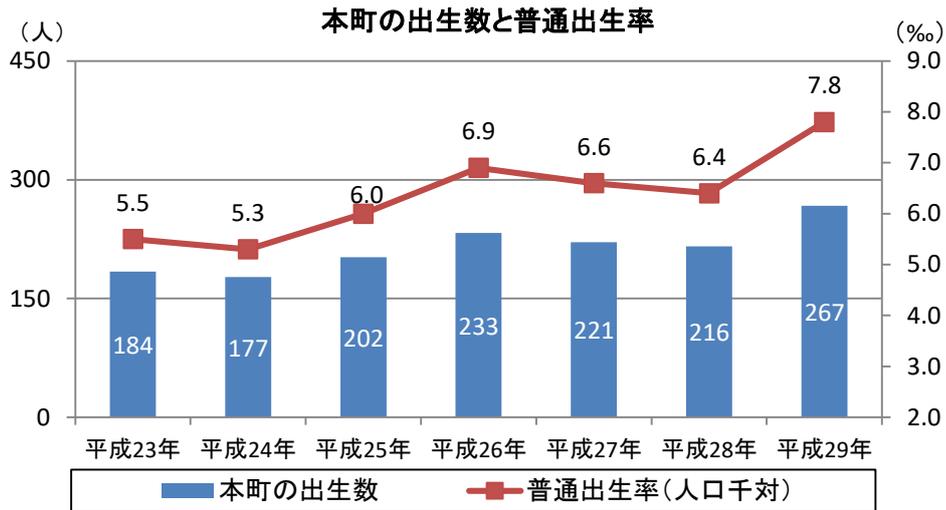
1世帯当たりの人員については緩やかに減少しており、平成31年には2.29人となっています。



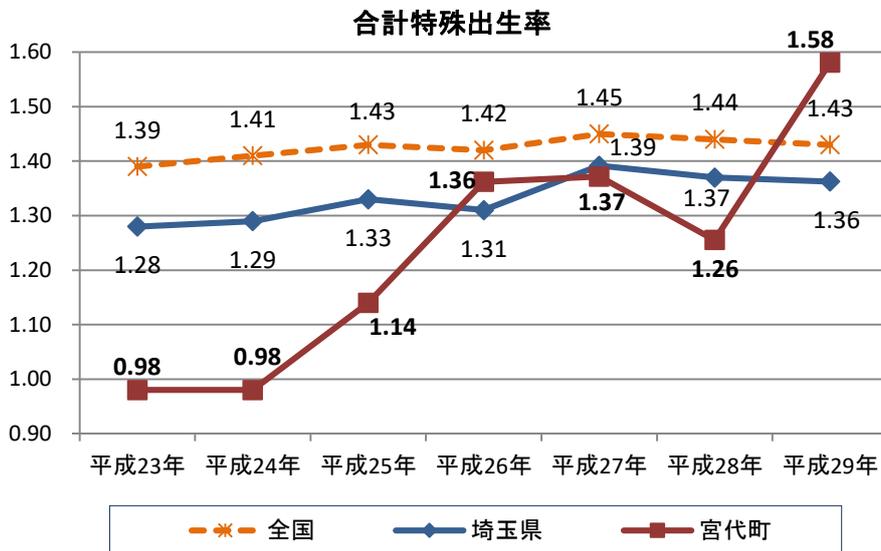
### (3) 出生の動向

本町の出生数は、平成23年以降若干の増減をくり返してきましたが、平成29年には267人と、平成23年以降最も多くなっています。また、普通出生率（人口千対）も平成29年で7.8と、平成23年以降最も多くなっています。

また、合計特殊出生率は、平成23年以降1.00を割り込みましたが、平成25年から回復傾向となり、平成29年は1.58と、全国や県の合計特殊出生率を上回りました。



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

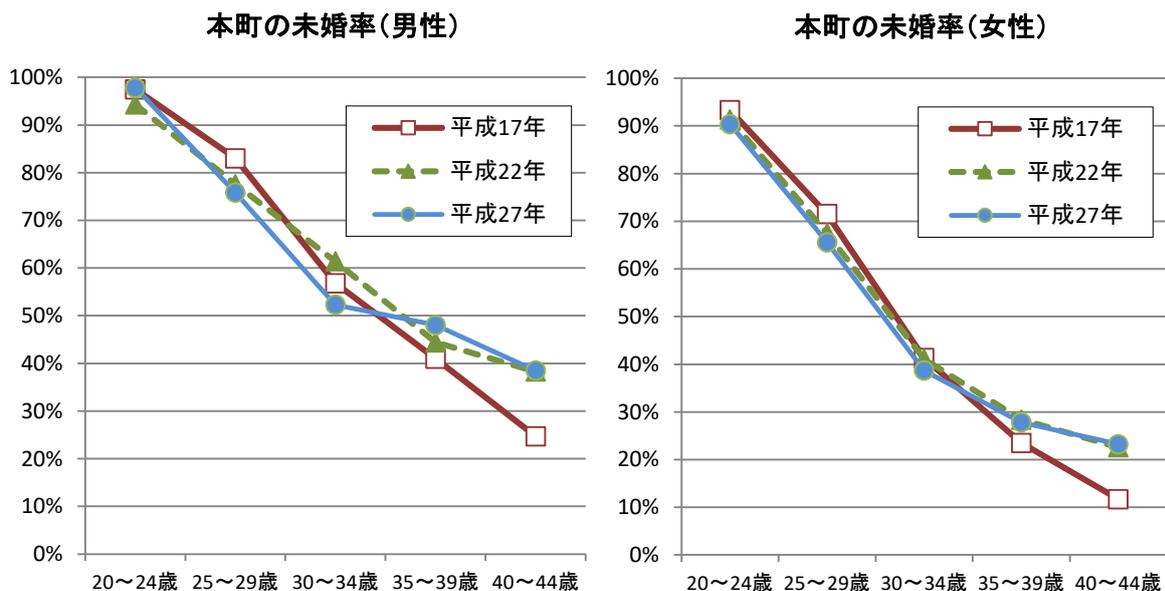


資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

\* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

## (4) 婚姻の動向

国勢調査による本町の未婚率は、男性は平成17年と比較して、20～24歳では差がなく、25～29歳と30～34歳で減少、35～39歳と40～44歳では増加となっています。女性は平成17年と比較して、20歳代全般と30～34歳で減少となっていますが、男性と同様に35～39歳と40～44歳では増加しており、特に40～44歳では平成17年の11.7%に対して平成27年では23.2%と、この10年間で2倍となっています。



男性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
平成17年	97.5%	83.0%	56.8%	41.0%	24.7%
平成22年	94.3%	77.6%	61.4%	44.4%	38.3%
平成27年	97.8%	75.8%	52.3%	48.0%	38.5%

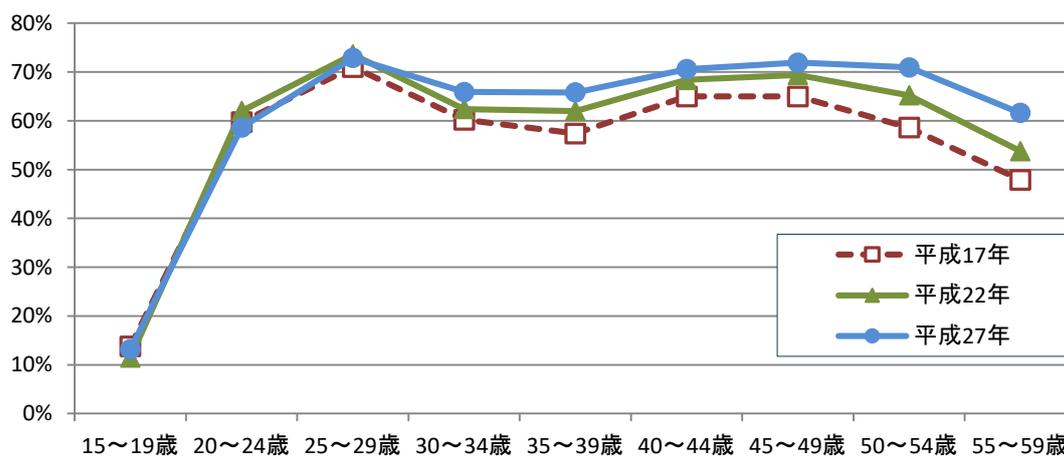
女性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
平成17年	93.3%	71.5%	41.3%	23.5%	11.7%
平成22年	91.4%	67.5%	41.1%	28.4%	22.6%
平成27年	90.4%	65.6%	38.7%	27.8%	23.2%

資料：国勢調査

## (5) 女性の就業状況

国勢調査による本町の女性の就業率をみると、学校卒業後の20歳代でピークに達し、結婚や出産を機にいったん仕事を離れる30歳代で下降し、育児などが一段落した40歳代から再び上昇するいわゆる「M字カーブ」を描いています。ただし、平成17年以降M字カーブの谷の落ち込みは緩やかになってきており、平成17年と比較して50歳代での就業率は大きく増加しています。

本町の女性の就業率



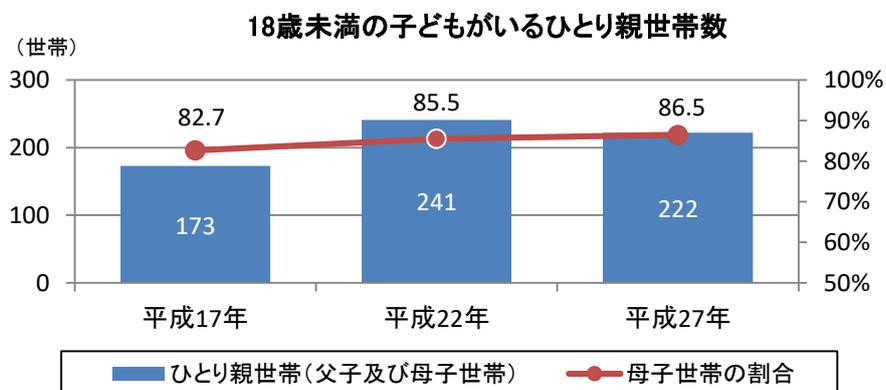
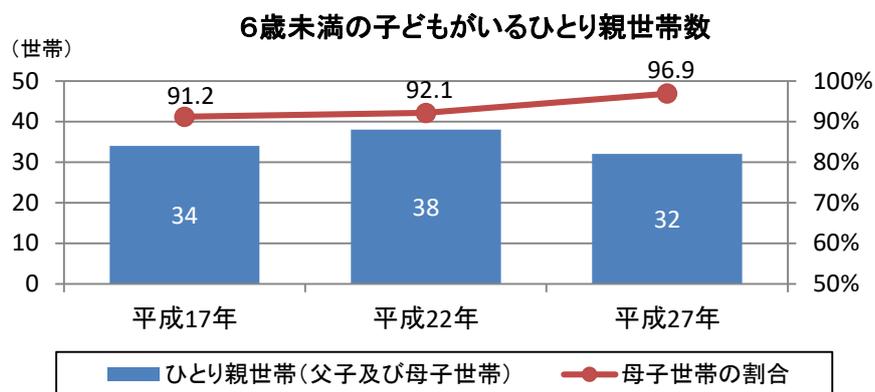
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
平成17年	13.8	59.7	71.0	60.2	57.4	65.0	65.0	58.6	47.9
平成22年	11.5	62.0	73.6	62.4	62.0	68.4	69.4	65.2	53.8
平成27年	13.2	58.6	72.9	65.9	65.8	70.6	71.9	70.9	61.6

資料：国勢調査

## (6) ひとり親家庭の推移

6歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成27年で32世帯となっており、平成17年からの10年間でほぼ横ばいの推移となっています。そのうち母子世帯の割合は96.9%となっており、平成17年から増加傾向にあります。

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成27年で222世帯となっており、平成17年と比較して増加しています。また、母子世帯の割合は86.5%となっており、平成17年から増加傾向にあります。

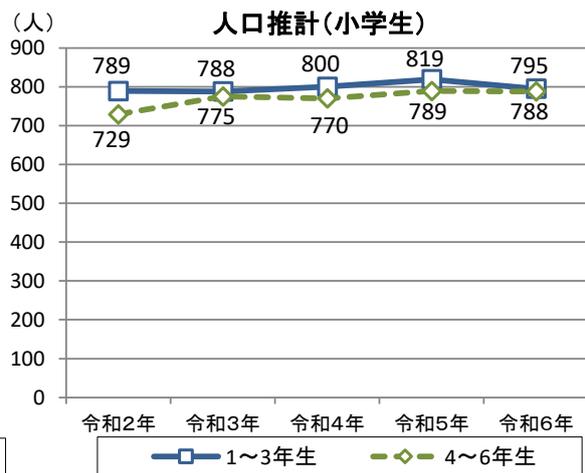
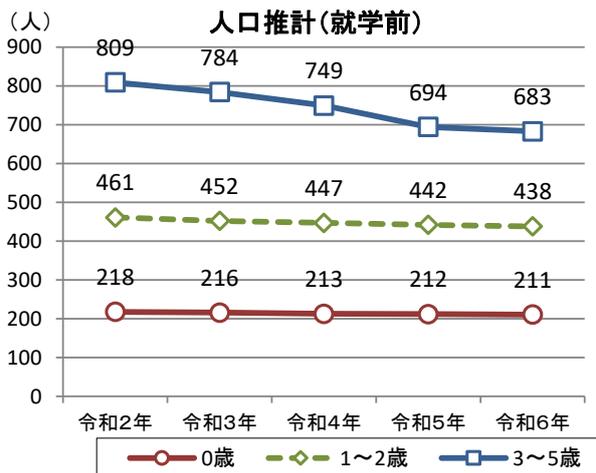
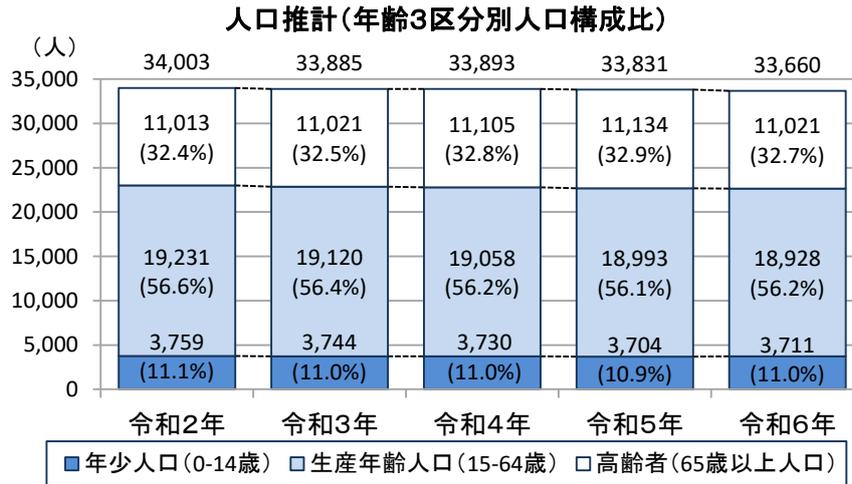


資料：国勢調査

## (7) 人口推計

本町のすべての年齢層の令和2年から令和6年までの人口推計をみると、令和2年の34,003人から横ばいで推移すると予測されます。

また、就学前と小学生の人口推計をみると、就学前の減少傾向に対して、小学生は増加傾向にあると見込まれます。



(単位：人)

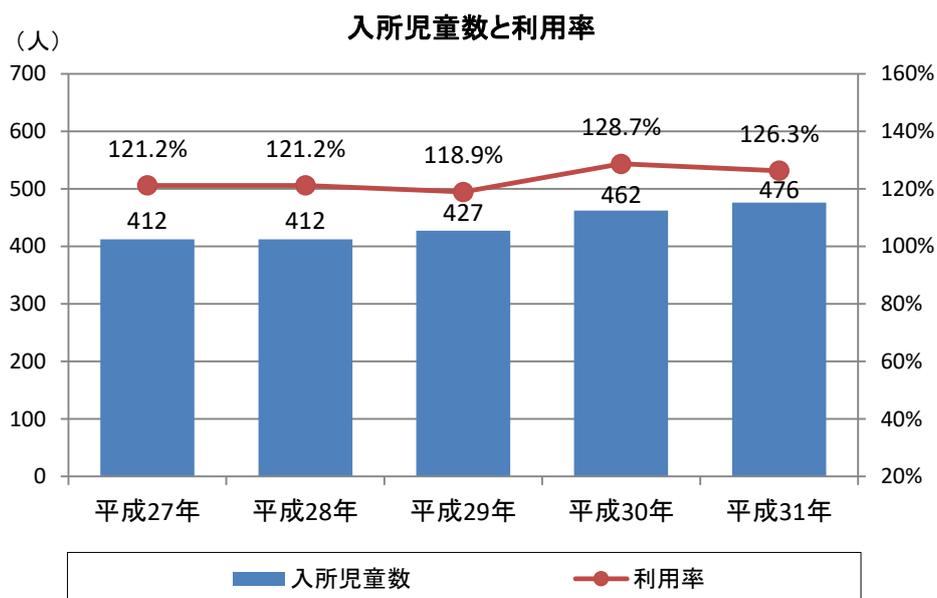
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	218	216	213	212	211
1歳児	226	223	221	218	217
2歳児	235	229	226	224	221
3歳児	283	238	232	229	227
4歳児	264	279	234	228	225
5歳児	262	267	283	237	231
小計(0～5歳)	1,488	1,452	1,409	1,348	1,332
6歳児	263	262	267	282	237
7歳児	261	269	268	273	289
8歳児	265	257	265	264	269
9歳児	245	264	256	264	263
10歳児	263	247	266	258	266
11歳児	221	264	248	267	259
小計(6～11歳)	1,518	1,563	1,570	1,608	1,583
合計	3,006	3,015	2,979	2,956	2,915

資料：コーホート変化率法による人口推計

## (8) 保育所などの状況

### ①保育所入所児童数

本町の平成31年の保育所の施設数は、公立が2か所、私立が5か所（小規模保育所を含む。）となっています。入所児童数は平成27年以降増加傾向にあり、平成31年では平成27年と比べて64人増加の476人となっています。同様に利用率も平成27年以降増加傾向がみられ、平成31年では平成27年の121.2%から約5ポイント増加の126.3%となっています。



		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
公立	施設数 (か所)	2	2	2	2	2
	定員 (人)	160	160	160	160	160
	入所児童数 (人)	188	196	197	221	222
	利用率 (%)	117.5	122.5	123.1	138.1	138.8
私立	施設数 (か所)	3	3	4	4	5
	定員 (人)	180	180	199	199	217
	入所児童数 (人)	224	216	230	241	254
	利用率 (%)	124.4	120.0	115.6	121.1	117.1
合計	施設数 (か所)	5	5	6	6	7
	定員 (人)	340	340	359	359	377
	入所児童数 (人)	412	412	427	462	476
	利用率 (%)	121.2	121.2	118.9	128.7	126.3

資料：子育て支援課（各年4月1日現在） 管外受託含む、管外委託含まず

## ②保育所入所待機児童数

本町における国の定義\*による待機児童は、0歳児では発生していませんが、平成30年には、1・2歳児で8人、3～5歳児で1人となっています。平成31年には、1・2歳児で1人の待機児童が発生しています。

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	0	0	0	0	0
1・2歳児	0	2	0	8	1
3～5歳児	0	0	0	1	0
合計	0	2	0	9	1

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

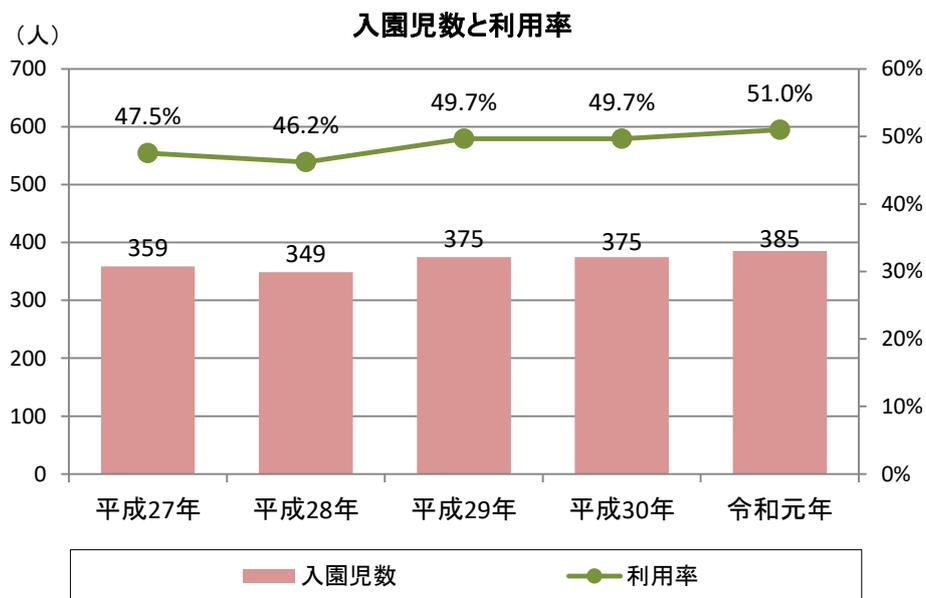
### \*国が定義する保育所入所待機児童とは(主なもの)

保育所への入所申込みを行っており、入所要件に該当しているが、入所していない児童。  
ただし、下記の条件に該当する児童などは待機児童には該当しません。

- ・求職活動を休止している
- ・国庫補助等の対象施設で保育されている
- ・他に入所可能な保育所があるに関わらず、保護者の私的な理由により待機している

## (9) 幼稚園の状況

本町の令和元年の幼稚園の施設数は、私立のみ4か所となっています。入園児数は、平成28年に減少しましたが、以降増加に転じ令和元年では385人となっています。利用率も同様に平成28年に減少しましたが、以降増加に転じ令和元年では51.0%と半数を超えています。



		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
私立	施設数(か所)	4	4	4	4	4
	定員(人)	755	755	755	755	755
	入園児数(人)	359	349	375	375	385
	利用率(%)	47.5	46.2	49.7	49.7	51.0

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## (10) 小学校・中学校の状況

### ① 小学校の状況

本町の小学校は令和元年では4校あり、児童数は1,477人となっています。区画整理事業の影響からか、児童数については増加傾向で推移しています。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
児童数 (人)	1,427	1,457	1,454	1,462	1,477
学校数 (校)	4	4	4	4	4

資料：教育推進課（各年5月1日現在）

### ② 中学校の状況

本町の中学校は令和元年では3校あり、生徒数は711人となっています。生徒数は平成30年度まで減少傾向で推移していましたが、令和元年で若干増加しています。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
生徒数 (人)	778	739	739	706	711
学校数 (校)	3	3	3	3	3

資料：教育推進課（各年5月1日現在）

### ③ 特別支援学校の状況

本町には特別支援学校（肢体不自由）が1校あり、令和元年5月1日現在の小学部から高等部までの合計児童数は131人となっています。なお、知的障がいの児童については、町外の特別支援学校に在籍しています。

	小学部	中学部	高等部	合計
児童数 (人)	64	39	28	131

資料：宮代特別支援学校（令和元年5月1日現在）

在校児童は7市2町から通学、うち、宮代町在住者は8人

## (11) 児童虐待などの現状

### ①子育て相談の相談件数

平成30年度の相談件数は231件で年々増加しています。平成30年度では乳幼児に関する「乳幼児健全育成相談」が99件、子育て全般に関する「育児相談」が71件、子ども及び家庭に関する「子ども家庭相談」が61件となっています。

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育児相談	58	59	30	63	71
乳幼児健全育成相談	16	67	100	100	99
子ども家庭相談	39	29	37	43	61
合計	113	155	167	206	231

資料：子育て支援課

- 「育児相談」とは、子育てに関するあらゆる相談に応じることによって、育児不安等の解消を図り、児童の健全育成及び地域で子育てを支える仕組みづくりの推進に寄与することを目的として実施しています。
- 「乳幼児健全育成相談」とは、乳幼児に関する育児相談に応じ、保護者の育児不安の解消を図り、乳幼児の健全育成に寄与することを目的として実施しています。
- 「子ども家庭相談」とは、子ども及び家庭のあらゆる相談に応じ、児童の健全育成、家庭の悩みの解消に寄与することを目的として実施しています。

### ②児童虐待認知件数

児童虐待認知件数は、平成26年度以降30件前後で推移してきましたが、平成30年度では34件と増加しています。

また、児童虐待の内容別にみると、「身体的虐待」は45%、「心理的虐待」は14%、「ネグレクト」は41%の割合となっています。

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認知件数	30	29	30	31	34

資料：越谷児童相談所

## (12) 子どもの貧困の現状

埼玉県では、県内の子どもを取り巻く生活環境や生活困難度に陥る要因等を把握するため、平成30年度に「子どもの生活に関する調査」を8市2町を対象に実施しました。この調査では、OECD（経済協力開発機構）の作成基準にもとづき作成された貧困線以下の可処分所得であるもの、それに加えて、「衣・食・住」という基本的な生活の場面で課題が生じている家庭や、経済的な理由でライフラインに関わる支払いが滞っている家庭においては、生活困難の度合いがより高いのではないかという仮説のもと、2つの要素を使って、生活困難層、中間層、非該当層に分類しています。

なお、本町は調査対象となり、調査結果については以下のとおりです。

### ①生活困難度別内訳

宮代町の「生活困難層」の割合は10.2%となっており、埼玉県と比べて高くなっています。

	全体	生活困難層	中間層	非該当層
埼玉県	24,271人 (100%)	2,255人 (9.3%)	6,006人 (24.7%)	16,010人 (66.0%)
宮代町	856人 (100%)	87人 (10.2%)	243人 (28.4%)	526人 (61.4%)

資料：埼玉県「子どもの生活に関する調査」（平成30年度）

### ②母子世帯の生活困難度内訳

宮代町の「母子世帯の生活困難層」の割合は45.5%となっており、埼玉県と比べて大きく上回っています。

	全体	母親のみ同居の生活困難層	母親のみ同居の非生活困難層
埼玉県	2,171人 (100%)	846人 (39.0%)	1,325人 (61.0%)
宮代町	77人 (100%)	35人 (45.5%)	42人 (54.5%)

資料：埼玉県「子どもの生活に関する調査」（平成30年度）

### (13) 第1期計画の進捗状況

#### ①教育・保育

(4月1日現在)

	計画（平成31年度）		実績（平成31年度）	
	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
幼稚園等（1、2号認定） 3歳児～5歳児	419人	755人	385人	755人
保育所等（2号認定） 3歳児～5歳児	271人	250人	* 261人	* 205人
保育所等（3号認定） 0歳児	30人	48人	25人	39人
保育所等（3号認定） 1、2歳児	209人	144人	* 190人	* 133人

#### ②地域子ども・子育て支援事業

(3月31日現在)

	計画（平成30年度）		実績（平成30年度）	
	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
利用者支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所
地域子育て支援拠点事業	40,000人日	40,000人日	11,889人日	11,889人日
妊婦健康診査	220人	220人	228人	228人
乳児家庭全戸訪問事業	230人	230人	225人	225人
養育支援訪問事業	3人	3人	4人	4人
子育て短期支援事業	5人	5人	0人	0人
ファミリー・サポート・ センター事業	1か所	1か所	1か所	1か所
一時預かり事業	9,952人日	9,952人日	2,423人日	2,423人日
延長保育事業	115人	115人	61人	61人
病児・病後児保育事業	175人	175人	77人	77人

(4月1日現在)

	計画（平成31年度）		実績（平成31年度）	
	量の見込み	確保の内容	量の見込み	確保の内容
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	360人	300人	* 383人	* 300人

\* 面積基準、保育士等の人員基準をクリアしていれば、弾力化対応として定員を超えて受け入れることが可能となるため、確保数を上回る受け入れを行っている状況です。

## 2

## ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園、保育所、学童保育所などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、町民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

### ■調査期間

平成30年12月7日 ～ 平成30年12月26日

### ■調査対象

未就学児及び小学生の保護者

### ■回収状況

	配布枚数	回収数	回収率
未就学児	800件	414件	51.8%
小学生	800件	367件	45.9%

### ニーズ調査結果の活用

- ①国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ②国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③本町のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本町の各事業の量の見込みを設定
- ④本町の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

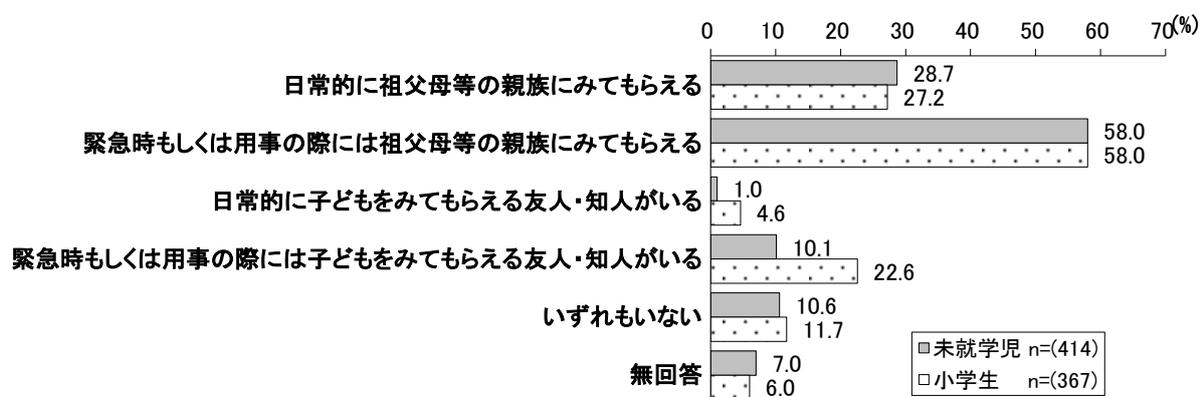
## (1) 子どもの育ちをめぐる環境

### ①子育てへの関り方

子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、未就学児、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.0%と最も高く、これに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3割近くと続いています。

前回調査では、未就学児の「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は31.2%でしたが、今回2.5ポイント減少しています。また、小学生は前回30.7%で、今回3.5ポイント減少しています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〔複数回答〕

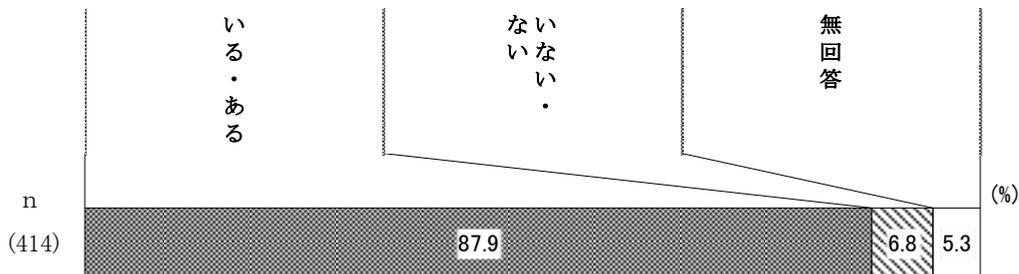


## ②子育てや教育をする上での相談相手の有無

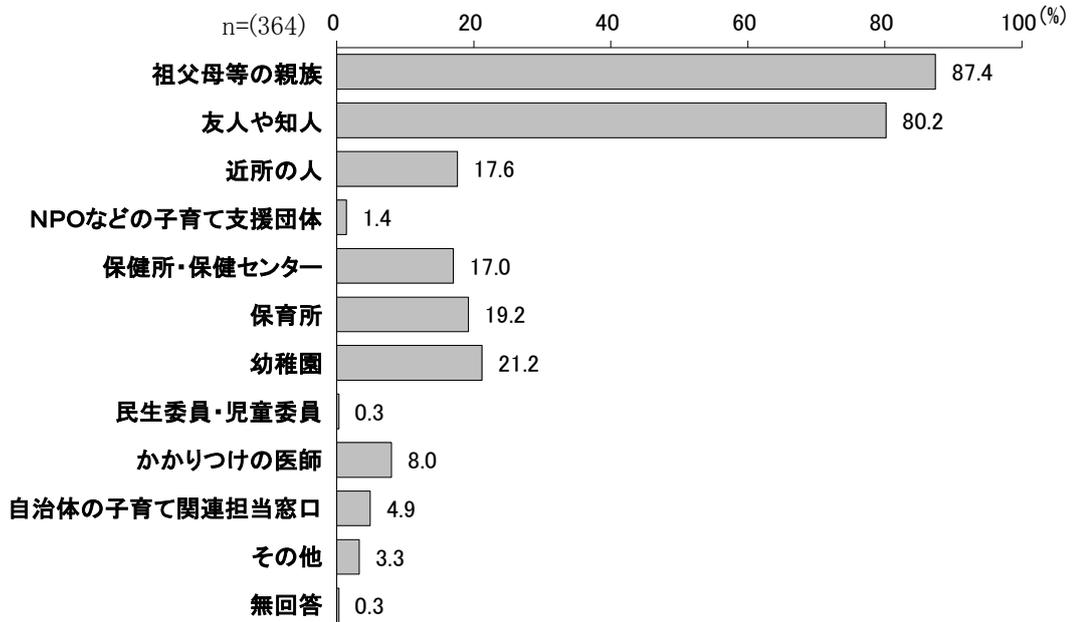
子育てをする上で相談できる相手が「いる・ある」の割合が87.9%に対し、「いない・ない」は6.8%となっています。相談先が「いる・ある」人が大半を占めていますが、相談先の周知や孤立を防ぐ取組など「いない・ない」人へのケアが重要です。

また、主な相談先は「祖父母等の親族」、「友人や知人」といった身近な人の割合がいずれも8割台と高く、「幼稚園」、「保育所」の割合も2割前後と比較的高くなっています。

子育てや教育をする上で気軽に相談できる人や施設の有無(未就学児)



子育てや教育をする上で気軽に相談できる相談先(未就学児)

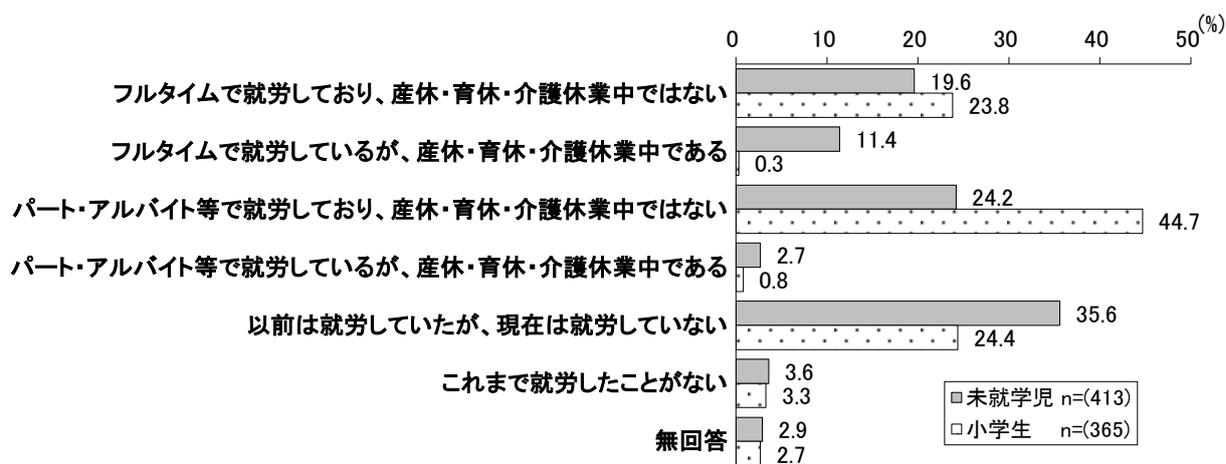


## (2) 保護者の就労状況

母親の就労状況は、未就学児で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が35.6%で最も高く、小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.7%と最も高くなっています。

前回調査では、母親の「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は未就学児で21.0%でしたが、今回3.2ポイント増加しています。

母親の就労状況

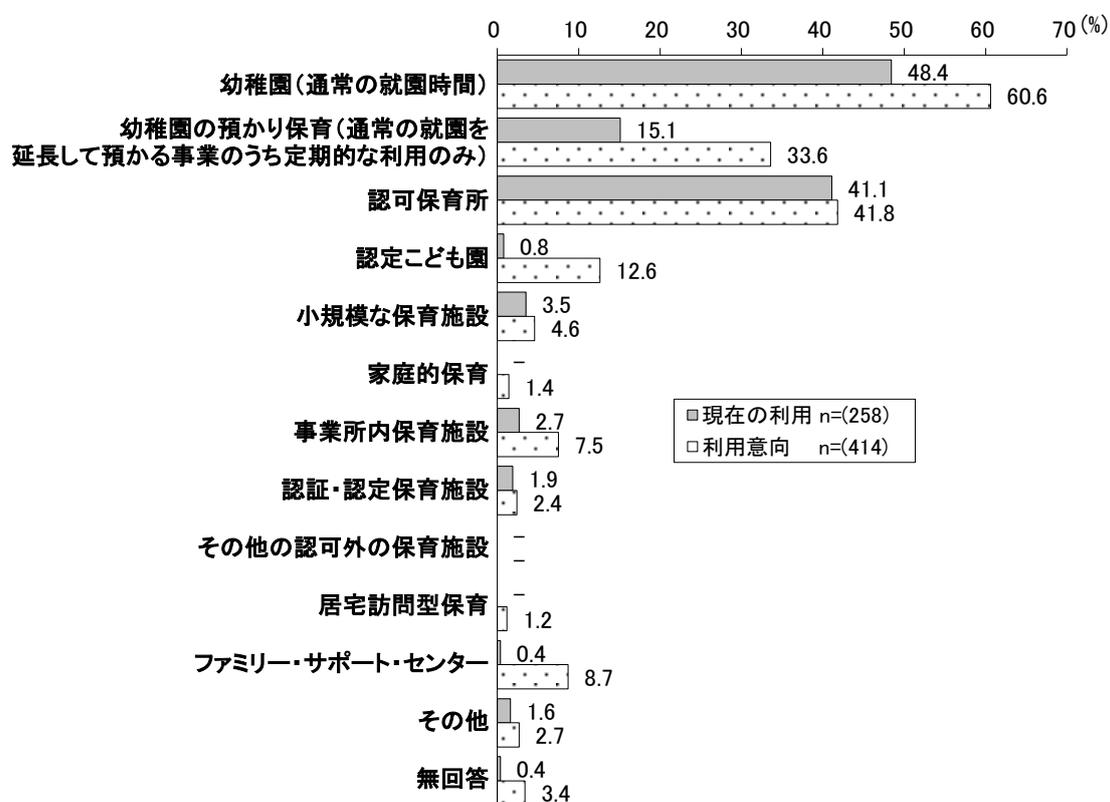


### (3) 教育・保育事業の利用状況と意向

現在の利用では「幼稚園」が48.4%で最も高く、次いで「認可保育所」が41.1%となっています。前回調査では「幼稚園」は38.6%でしたが、今回9.8ポイント増加しています。一方、「認可保育所」は前回55.2%と、今回14.1ポイント減少しています。

また、今後の利用意向では「幼稚園」が60.6%と高く、次いで「認可保育所」が41.8%、「幼稚園の預かり保育」が33.6%となっています。前回調査と比べると「幼稚園」、「認可保育所」の利用意向は若干減少していますが、「幼稚園の預かり保育」は6ポイント増加しています。「幼稚園の預かり保育」の潜在的な需要の高さがうかがえる結果となっています。

教育・保育事業の利用状況と意向〔複数回答〕(未就学児)

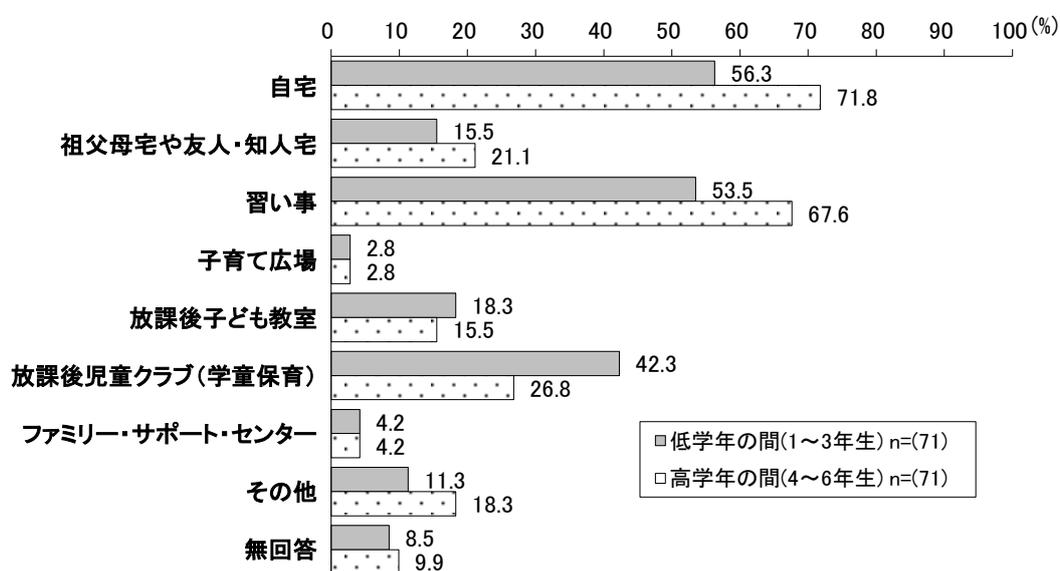


#### (4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年の間では「自宅」、「習い事」の割合がそれぞれ5割半ばと高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は4割台となっています。また、高学年になると「自宅」、「習い事」の割合が7割前後と低学年の間に比べて増加し、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は減少しています。

前回調査では、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望は低学年の間では37.3%でしたが、今回5ポイント増加しています。また、高学年の間では17.6%で、今回9.2ポイント増加しています。

小学校就学後に放課後を過ごさせたい場所〔複数回答〕(未就学児)

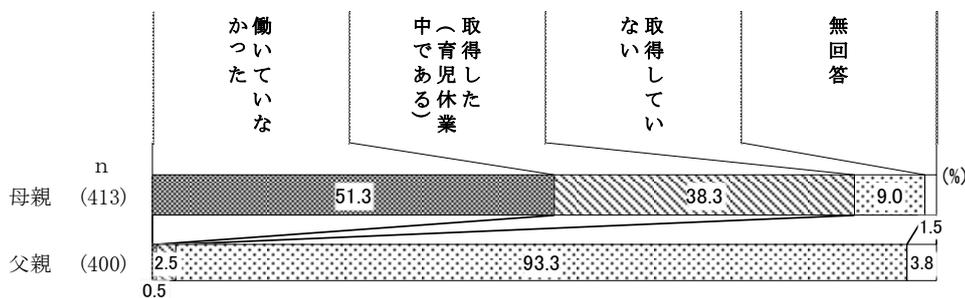


## (5) 育児休業の取得

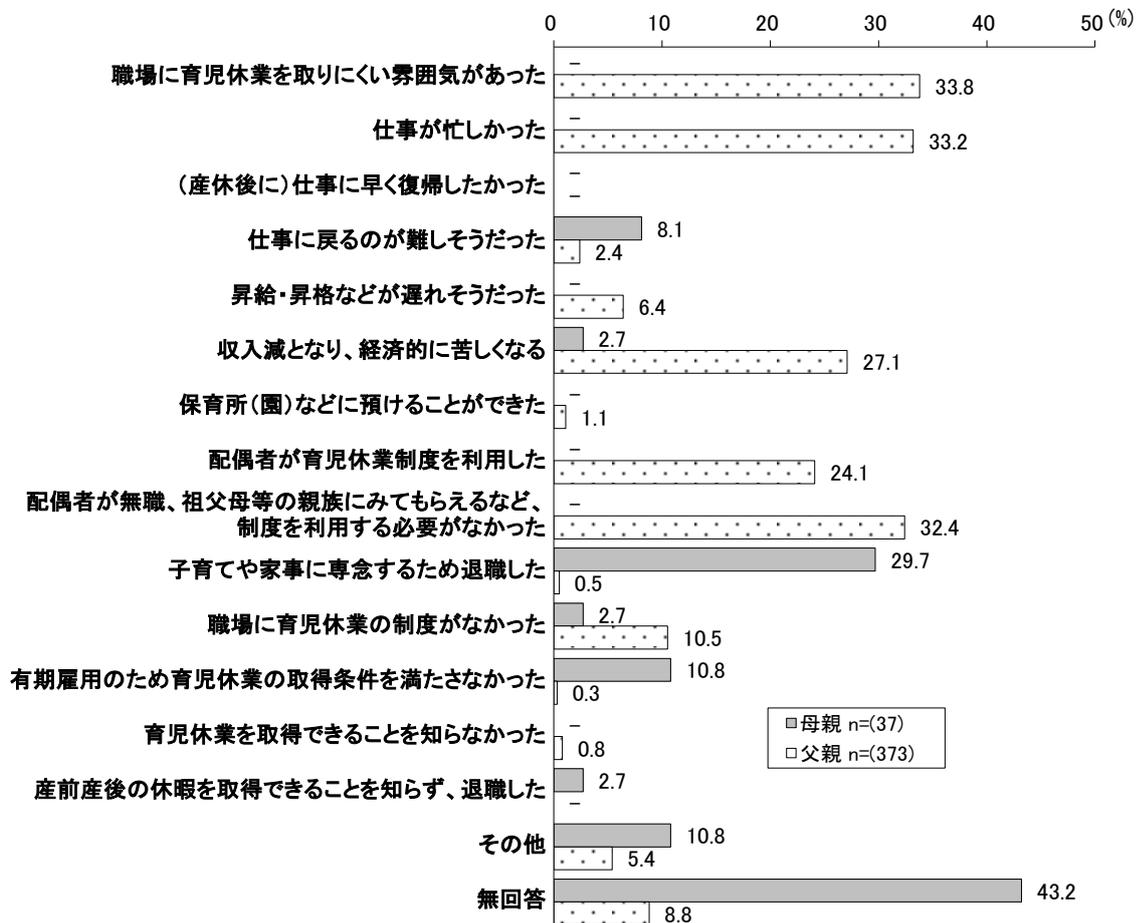
育児休業の取得状況は、母親では「取得した（育児休業中である）」が38.3%、「働いていなかった」が51.3%となっています。父親では「取得していない」が9割以上を占めており、「取得した（育児休業中である）」は2.5%に留まっています。

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」（29.7%）が多く、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（33.8%）、「仕事が忙しかった」（33.2%）、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（32.4%）の順となっています。

育児休業の取得状況(未就学児)



育児休業を取得していない理由〔複数回答〕(未就学児)



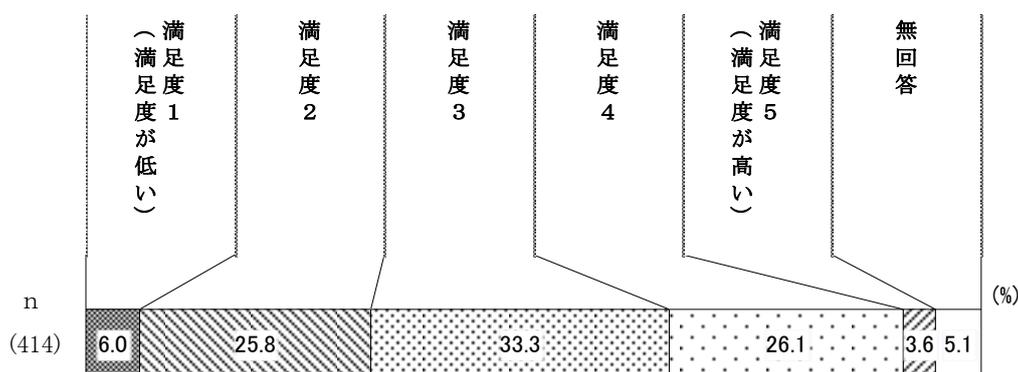
## (6) 子育て全般について

### ①居住地における子育て環境の満足度

居住地における子育ての環境や支援への満足度は、5段階の3番目の評価である「満足度3」が33.3%、「満足度が高い」（「満足度4」と「満足度5」の合計）が29.7%となっています。

前回調査では、「満足度が高い」は24.9%であり、今回4.8ポイント増加しています。

居住地における子育ての環境や支援への満足度(未就学児)

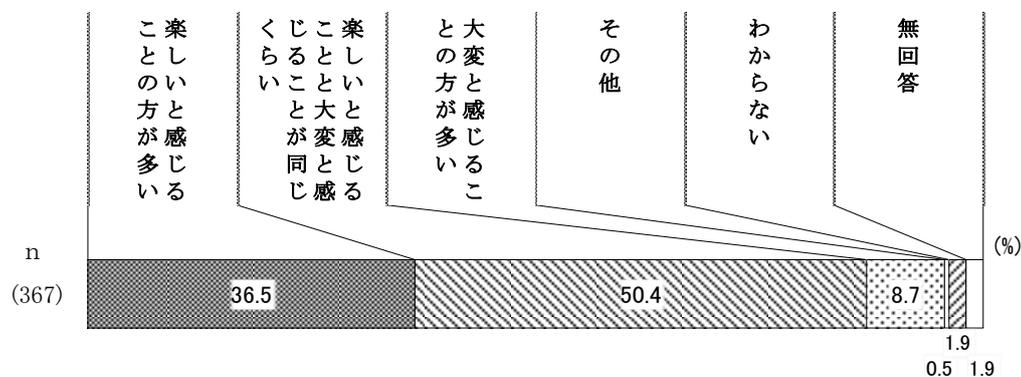


### ②子育ての楽しさ・大変さ

子育ての楽しさについて「楽しいと感じることと大変と感じることが同じくらい」は50.4%、「楽しいと感じることの方が多い」は36.5%となっています。

前回調査では、「楽しいと感じることと大変と感じることが同じくらい」が49.0%、「楽しいと感じることの方が多い」が35.2%であり、今回と概ね同程度となっています。

子育てに関して楽しいと感じること(小学生)

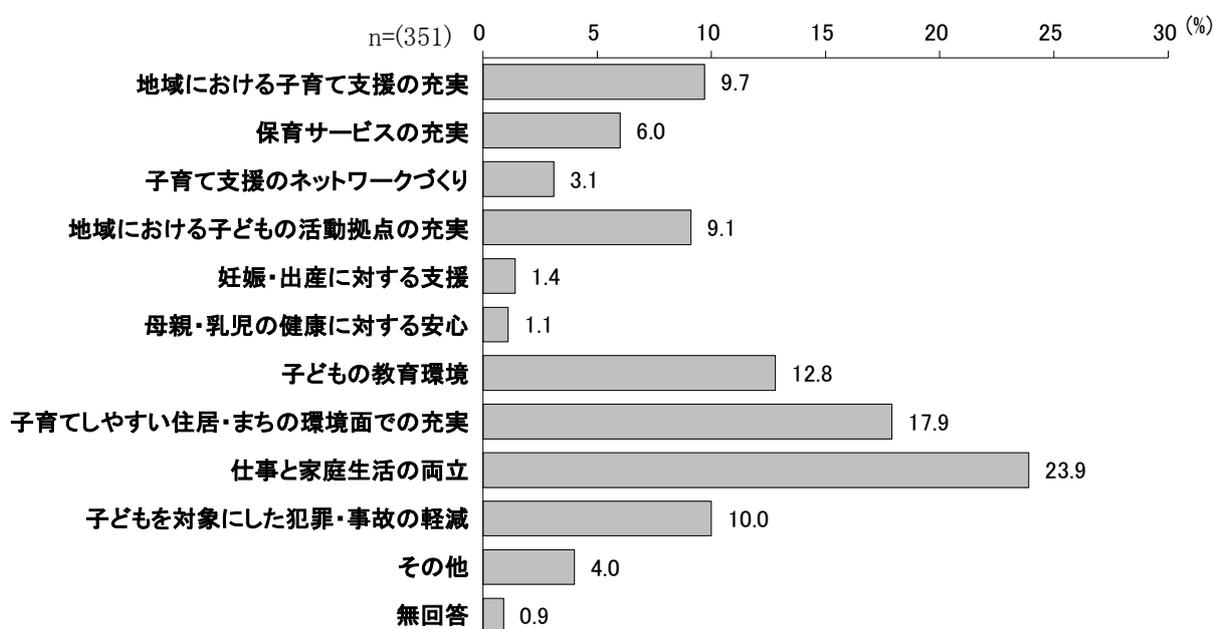


### ③子育てに有効な支援や対策について

子育てをするなかでその大変さを解消するために必要なことについては、「仕事と家庭生活の両立」が23.9%で最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「子どもの教育環境」、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が10%を超える割合となっています。

前回調査では、「仕事と家庭生活の両立」が21.7%であり、10%を超える割合だったのは「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「地域における子どもの活動拠点の充実」、「地域における子育て支援の充実」の3項目でした。

子育てに有効な支援や対策について〔複数回答〕(小学生)



子ども・子育てをめぐる本町の現状、ニーズ調査、第1期計画の実施状況等を踏まえ、基本目標に沿ったそれぞれの課題を整理します。

## 基本目標1 つながりあう子育てしやすいまち

－ 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援 －

### 現状

#### ①教育・保育施設の充実

- ・町内の幼稚園は、私立4園となっており、各園で特色ある教育が行われていますが、新制度への移行は進んでいません。
- ・町内保育所は、公立2園、私立3園のほか小規模保育所2園となっており、待機児童解消に向けて保育施設の整備を進めてきましたが、保育ニーズの高まる中で待機児童が発生しています。
- ・女性の就業率と就業希望は共に増加しており、ニーズ調査では、下の子どもが3歳以上になったところにフルタイムでの就労を希望する人が多くなっています。

#### ②地域子ども・子育て支援事業の推進

- ・平成30年度から保健センター内に子育て世代包括支援センターが開設され、子育てひろばと機能連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施しています。
- ・平成30年7月から民間委託によるファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポート事業がスタートしましたが、まだ、利用割合は高くありません。
- ・親族や知人に子どもを気軽に預けられる家庭は、5年前のニーズ調査結果と比較すると減少傾向にあり、預かり保育の利用者が増加しています。
- ・ニーズ調査では、病児・病後児保育施設を利用したい人が一定数いますが、病児保育は整備されていません。
- ・放課後児童クラブの入所希望児童数は増加しており、日曜、祝日の利用希望も挙げられています。

#### ③子育てに関する相談、情報提供の充実

- ・子育てに関する相談件数が年々増加しています。ニーズ調査では子育てに関する相談相手がいない人が約1割います。
- ・子育て支援センターの認知度や利用状況は増加傾向にありますが、利用していない人も多く存在します。

## 課題

### ①教育・保育施設の充実

- ・待機児童対策とともに、保護者の就労状況を踏まえた教育・保育の量を確保することが重要です。また、教育・保育の無償化開始に伴い、幼稚園と保育所ともにニーズが高まることが考えられます。今後の高まる保育ニーズに対応した保育の受皿及び保育の人材の確保が必要です。
- ・幼稚園は、量の見込みを確保できる定員数が上回っています。預かり保育の利用で共働き家庭でも幼稚園を利用することができるように施設及び利用者に働きかける必要があります。

### ②地域子ども・子育て支援事業の推進

- ・地域援助活動（ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポート事業）の充実と利用促進策を検討する必要があります。
- ・一時預かり事業及び延長保育事業を拡充する必要があります。
- ・地域の子育て支援資源を活用したり、子をもつ親同士のネットワークを構築したりと、地域とかかわりを持たない家庭への支援策も重要です。
- ・病後児保育にあわせて、病児保育についても整備を検討する必要があります。
- ・放課後における子どもの居場所について、適切なニーズの把握と対応が課題となります。

### ③子育てに関する相談、情報提供の充実

- ・子育ての孤立化を防ぐため、相談先の周知や利用促進、保育、医療、福祉及び教育関係機関による切れ目のない支援体制、また気軽に相談できる場所の提供が必要です。
- ・子育て支援サービスの充実と情報発信について、今後も継続する必要があります。

## 基本目標 2 あたたかい心で子育てをささえあうまち

－ 専門的な知識や技術を要する支援 －

### 現状

#### ①児童虐待防止対策の推進

- ・虐待の認知件数は増加しており、約半数が身体的虐待となっています。また、近年ネグレクトの件数も増加しています。
- ・子育てに関する相談相手がない人は約1割となっており、地域とのかかわりが希薄な家庭も存在します。

#### ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ・18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成27年では5年前と比較して減少傾向にありますが、経済的困難を抱える家庭は、一定数存在しています。

#### ③障がい児施策の充実等

- ・言語聴覚士によることばの相談、臨床心理士による心理相談を実施しています。
- ・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援等の専門的支援を行っています。

### 課題

#### ①児童虐待防止対策の推進

- ・虐待から子どもを守るため、関係機関、地域等と連携し早期発見に努めるとともに、適切な防止対策を推進する必要があります。また、虐待に関する相談体制を強化することも重要です。
- ・親（大人）が子育てを学ぶ場及び交流する場の創設や提供を促進し、地域とのつながりを育む機会を充実させる必要があります。

#### ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

- ・ひとり親家庭だけではなく経済的困難を抱えると想定される子育て家庭への相談対応のほか、経済的支援、自立に向けた就労支援、生活支援等きめ細かな支援が必要です。

#### ③障がい児施策の充実等

- ・家庭訪問や相談事業等をとおして、発達や育ちの遅れがある子どもの早期発見に努めるとともに、関係機関が連携し必要な支援につなげる仕組みが必要です。

## 基本目標3 仕事に子育てにゆとりをもてるまち

－ 職業生活と家庭生活との両立の推進 －

### 現状

#### ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・働き方改革など社会的な動きもあり、ワーク・ライフ・バランス推進の機運が高まっています。
- ・ニーズ調査では、父親の育児休業未取得率は9割以上となっています。また、保育所入所のタイミングに合わせて、希望より早く育児休業から復帰した母親の割合は5割となっています。
- ・子育てに有効な支援策や対策として、仕事と家庭の両立を望む声が高くなっています。

### 課題

#### ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・仕事と家庭の両立に向けた支援を充実させることが重要です。
- ・性別等に関係なく育児休業が取得しやすくなるよう、男女共同参画への理解と意識の向上を目指し今後も取組を継続する必要があります。

## 基本目標4 安心・安全な環境で豊かな心が育つまち

－ 次代を担う子どもたちの育成 －

### 現状

#### ①放課後子ども総合プランの推進

- ・放課後児童クラブの入所希望児童数は増加しており、日曜、祝日の利用希望も挙げられています。
- ・令和元年度に百間小学校において、一体型の放課後子供教室をモデル事業として実施し、次年度以降の本格実施及び他校での展開に向けた検討を行うこととしました。

### 課題

#### ①放課後子ども総合プランの推進

- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を進めるなど、新たな放課後の居場所を創生しすべての子どもたちが安心・安全に放課後等を過ごす場所を確保できるよう努める必要があります。



## 第 3 章

---

# 計画の基本的な考え方



## 宮代町子ども・子育て支援事業計画の基本理念

**ひろがる子育ての輪、夢と笑顔をはぐくむまち**

本町では、家族、地域、行政及び関係機関がお互いに協力し、地域社会が一体となった子育て環境づくりを目指し、本町で子育てをしたいと思えるまちづくりに取り組んできました。

近年、子育て家庭の孤立化や地域とのかかわりの希薄化が指摘される中、子育てに悩む保護者や経済的困難を抱える家庭は増加しています。本町では道佛地区の区画整理事業の効果により、住居取得を伴った子育て世帯の流入が多くみられ、地域とのつながりが希薄な家庭も少なくありません。

子ども・子育て支援法では、基本理念として「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされており、地域社会が一体となって子育て家庭を支える体制づくりが必要です。

本町では、平成27年に「宮代町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、その基本理念を「ひろがる子育ての輪、夢と笑顔をはぐくむまち」としています。今回、本計画においてもこれを継承し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法にもとづく基本指針」を踏まえ、計画の基盤となる「基本的な考え方」を示すものとして、基本理念を定めます。

この基本理念には、行政が子ども・子育て支援を質と量の両面を充実させるとともに、父親、母親をはじめとする家庭、学校、地域その他あらゆる分野におけるすべての構成員が子どもの健やかな育ちと子育てを支え、その輪を広げていくことで、安心とゆとり、将来に対する希望をもって子育てができる、夢と笑顔が育まれていく町を実現したいという願いが込められています。

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標は、次の4つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

## 基本目標1 つながりあう子育てしやすいまち

### － 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援 －

本町では、「宮代町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」により、計画的かつ着実に保育サービスの提供体制の整備を行ってきました。

しかしながら、潜在的な保育ニーズが高まる中で、保育所の整備をはじめとしたこれまでの量的拡大をもってしても、待機児童が発生しています。女性の就業率向上や幼児教育・保育の無償化がスタートしたことを考慮すると、教育・保育のニーズはより一層高まると考えられます。

今後も、保護者の働き方の多様化にあわせて事業を実施するとともに、高まる教育・保育ニーズに対応した受皿の整備及び保育人材の確保に努めます。

また、ニーズ調査の結果からも分かるように、本町における子育ての環境や支援への満足度は、「満足度が高い」（「満足度4」と「満足度5」の合計）が29.7%で、前回調査より4.8ポイント増加していますが、「満足度3」以下が6割を超えています。身近な親族や知人などに子育てを手伝ってもらったり、相談相手となる人がいない家庭もあり、親子が交流できる場や一時預かり、病児・病後児保育などの需要も高まっています。子育て支援施設や地域と協働して、家庭における子育ての支援体制を充実する必要があります。

このような状況から、本町ではニーズ調査の結果及び実績等を適切に踏まえた幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援サービスの提供体制を確保し、充実させることで、子育て家庭が行政、地域及び子育て施設とつながりを持って、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

## 基本目標2 あたたかい心で子育てをささえあうまち

### － 専門的な知識や技術を要する支援 －

すべての子どもはいかなる状況にあっても、等しく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。

子育てに関する相談件数、また児童虐待の認知件数は年々増加しています。虐待の発防止、早期発見・対応のための支援体制の強化が求められています。妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関の連携及び情報共有を図ります。

また、障がい児の保育事業の利用者は年々増加しており、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、共に個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせる環境づくりが重要です。発達に課題のある子どもを早期に発見し関係機関の支援につなげるとともに、幼稚園、保育所への訪問を通じた支援に取り組みます。

さらに現在、わが国の実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれており、経済的困難を抱える家庭への支援も欠かせません。18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は横ばいの推移にありますが、本町においては、子どもが育つ環境を重視し、子どもの乳幼児期から学校、社会的自立まで切れ目のない支援に取り組みます。

このように、一人ひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備し、専門的な知識や技術を要する支援を行うことで、子育てに対する悩みや不安を抱え込まない環境づくりを推進します。

## 基本目標3 仕事に子育てにゆとりをもてるまち

### － 職業生活と家庭生活との両立の推進 －

女性の就業率が向上し、共働き家庭が増える中で、仕事と家庭生活の両立支援を求める声が増えています。子どもを安心して預けることができる教育・保育の量を確保し、保護者の多様な働き方にあわせて柔軟に利用できる子育て支援事業の充実を図る必要があります。

このため、本町では充実した豊かな暮らしを支えるために、ワーク・ライフ・バランスへの取組に対する情報提供・相談による積極的な支援や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発などに引き続き取り組むことで、子どもと向き合うゆとりを持つことができる環境づくりを推進します。

## 基本目標 4 安心・安全な環境で豊かな心が育つまち

### － 次代を担う子どもたちの育成 －

本町における放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しています。また、今後さらなるニーズの増大が見込まれるため、入所保留児童が発生する可能性もあります。計画的に放課後児童クラブの整備等を進め、児童が安心・安全に放課後を過ごすことができる居場所を確保し、量的拡充を図ります。

加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象とした総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このため、本町ではこの宮代町子ども・子育て支援事業計画に新・放課後子ども総合プランを含めて策定するものとし、放課後児童クラブの受皿を確保するとともに、放課後子供教室の計画的な実施を目指します。

### 3

## 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう教育・保育提供区域を1区域（町内全域）とします。

## 《基本理念》

ひろがる子育ての輪、  
夢と笑顔をはぐくむまち

## 《基本目標》

基本目標1

つながりあう  
子育てしやすいまち

— 幼児期の教育・保育及び  
地域における子育て支援 —

基本目標2

あたたかい心で  
子育てをささえあうまち

— 専門的な知識や技術を  
要する支援 —

基本目標3

仕事に子育てに  
ゆとりをもてるまち

— 職業生活と家庭生活との  
両立の推進 —

基本目標4

安心・安全な環境で  
豊かな心が育つまち

— 次代を担う子どもたちの  
育成 —

## 《施策》

教育・保育施設の充実

地域子ども・子育て支援事業の推進

子育てに関する相談、情報提供の充実

児童虐待防止対策の推進

子どもの貧困対策の推進

障がい児施策の充実等

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

新・放課後子ども総合プランの推進

## 第 4 章

---

# 計画の推進方策



## 基本目標 1 つながりあう子育てしやすいまち

－ 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援 －

### 1 教育・保育施設の充実

教育・保育とは、未就学児童を対象に提供される施設・事業で、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育事業など）が該当します。

これらの施設・事業を通じて、質の高い幼児期の学校教育・保育を提供していきます。

また、子ども子育て支援給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

#### ■認定区分と提供施設

認 定 区 分		提供施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する。）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

## (1) 幼稚園等（1号及び2号認定、3～5歳児）

- 事業の対象：【1号認定】幼稚園等を希望する家庭  
 【2号認定】保護者の就労等により保育認定を受けた幼稚園等希望の家庭

### ①量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	402	392	377	352	349
1号認定	322	314	302	282	279
2号認定	80	78	75	70	70
②確保の内容	755	755	755	755	755
教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	755	755	755	755	755
②-①（▲は不足）	353	363	378	403	406

### ②確保方策

現状の定員は、量の見込みを上回っている状況であり、計画期間は現状定員を確保します。

## (2) 保育所等（2号認定、3～5歳児）

- 事業の対象：【2号認定】保護者の就労等により保育認定を受けた家庭

### ①量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	274	266	255	238	235
②確保の内容	232	232	268	268	268
②-①（▲は不足）	▲ 42	▲ 34	13	30	33

### ②確保方策

保育ニーズの高まりにより、令和3年度までは量の見込みが定員を上回っている状況です。そのため、令和4年度に保育所を整備して36人の受入れを確保します。

### (3) 保育所等（3号認定、0～2歳児）

■事業の対象：【3号認定】保護者の就労等により保育認定を受けた家庭

#### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳								
①量の見込み	26	203	27	199	28	197	29	194	30	193
②確保の内容	225		244		268		268		268	
保育所等	188		188		212		212		212	
地域型保育	37		56		56		56		56	
②-①（▲は不足）	▲ 4		18		43		45		45	

#### ②確保方策

保育ニーズの高まりにより、令和2年度は量の見込みが定員を上回っている状況です。令和3年度に小規模保育所\*を整備して19人（0歳が3人、1・2歳が16人）、令和4年度に保育所を整備して24人（0歳が6人、1・2歳が18人）の受入れを確保します。

\*小規模保育所とは、平成27年からスタートした「子ども・子育て支援制度」による認可事業（地域型保育）の1つで、本町では平成31年4月現在、私立小規模保育所が2か所となっています。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ①量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
基本型・特定型	1	1	1	1	1
確保の内容	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
基本型・特定型	1	1	1	1	1

#### ②確保方策

保健センター内の子育て世代包括支援センター、役場庁舎内の子育てひろばにおいて、妊娠、出産、産後、育児の相談を行う「母子保健コーディネーター」と、子育てに関する相談、情報提供を行う「子育てコンシェルジュ」を配置し、情報を共有しながら切れ目のない相談支援を行います。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■事業の対象：0～2歳児

#### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10,864	10,688	10,560	10,464	10,384
確保の内容	10,864	10,688	10,560	10,464	10,384

#### ②確保方策

保育所や役場庁舎内に併設されている3か所の子育て支援センターにおいて、子育て中の親子等が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供し、利用者に寄り添った子育て支援の充実を図ります。

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	218	216	213	212	211
確保の内容	実施場所：各医療機関 実施内容：妊婦健康診査に係る助成券の発行				

#### ②確保方策

母子健康手帳と妊婦健康診査助成券の交付を行い、妊婦健康診査の費用の一部（14回分）を助成し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	218	216	213	212	211
確保の内容	実施体制：保健師等 実施機関：健康介護課				

#### ②確保方策

母子の健康確保、出産や育児に対する不安軽減を図るため、生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭に訪問を実施し、保健指導を実施しています。引き続き、育児の孤立化を防ぎ、育児不安の早期発見と解決に向け、保健指導の充実を図ります。

## (5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■事業の対象：虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要とされる家庭

### ①量の見込みと確保の内容

(単位：世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	実施機関：子育て支援課、健康介護課				

### ②確保方策

今後も要保護児童対策地域協議会\*の関係機関と情報共有し連携することにより、地域で孤立している家庭や子どもの養育に課題がある家庭の把握に努め、児童と保護者への支援の充実を図ります。

\*要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法第25条の2第1項の規定にもとづき、支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う、児童及び保護者の支援を目的とした地域連携（ネットワーク）の場です。

## (5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### 【町の方向性】

関係機関で構成された要保護児童対策地域協議会の充実、強化を図り、虐待等の早期発見及び未然防止を進め、児童の安定した養育環境を確保します。

また、虐待に関する相談体制を強化するため、研修会への参加や専門性を高める取組を進めます。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### 【町の方向性】

同様な支援が必要な場合は、宿泊を伴う預かりサービスが可能な緊急サポート事業で対応していますが、今後必要に応じて町外の児童養護施設等との利用契約に向けた検討を進めます。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■事業の対象：就学児

### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,200	1,240	1,240	1,280	1,280
確保の内容	1,200	1,240	1,240	1,280	1,280

### ②確保方策

第1期計画期間中にファミリー・サポート・センター事業を開始しました。引き続き、提供会員の拡大を図るとともに、利用会員及び提供会員が相互理解を深めるための交流の場の提供や講習会等の充実を図り、子育て援助活動の質の向上に努めます。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

■事業の対象：3～5歳児

#### 1) 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,464	13,128	12,624	11,784	11,748
1号認定	3,864	3,768	3,624	3,384	3,348
2号認定	9,600	9,360	9,000	8,400	8,400
確保の内容	13,460	13,460	13,460	13,460	13,460

#### 2) 確保方策

私立幼稚園4園では、在園児を対象として教育時間の前後や土曜日、日曜日、夏休み等の長期休業期間中に預かり保育を行っています。

幼児教育・保育の無償化や就労形態、生活様式の多様化により、預かり保育に係る需要の増加が見込まれることから、引き続き、幼稚園の安定的な事業の実施に向けた支援を行うとともに、受入れ枠の拡充について働きかけます。

## ②保育所等で実施する一時預かり事業

■事業の対象：0～5歳児

### 1) 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,192	2,129	2,064	1,993	1,948
保育所	2,156	2,093	2,028	1,957	1,912
ファミリー・サポート・センター	36	36	36	36	36
確保の内容	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520
保育所	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
ファミリー・サポート・センター	240	240	240	240	240

### 2) 確保方策

公立保育所1か所、私立保育所1か所及びファミリー・サポート・センターにおいて一時預かり事業を実施しています。

引き続き、保護者の負担軽減や多様な保育ニーズへの対応が図れるよう事業の充実と受入れ枠の確保に努めます。

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■事業の対象：0～5歳児

### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	55	54	53	51	50
確保の内容	55	54	53	51	50

### ②確保方策

私立保育所3か所及び小規模保育所2か所で延長保育を実施しており、利用ニーズに対応した受入れが可能となっています。

今後は、地域の実情や利用状況を踏まえた効果的な事業の検討を進めます。

## (10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■事業の対象：0～5歳児

### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	124	121	118	113	111
確保の内容	1,200	1,440	1,440	1,440	1,440
病児保育事業	0	240	240	240	240
病後児保育事業	960	960	960	960	960
緊急サポート事業	240	240	240	240	240

### ②確保方策

第1期計画期間中に緊急サポート事業を開始しました。また、令和3年度から公立保育所内で病児保育事業を開始する予定です。

今後は、事業の周知に努めるとともに、利用者の利便性等を踏まえた事業の充実を図ります。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ①量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	412	441	472	517	558
1年生	121	127	131	163	148
2年生	106	115	98	126	156
3年生	81	87	88	97	122
4年生	52	55	73	68	72
5年生	36	33	37	42	38
6年生	16	24	23	21	22
確保の内容	460	460	540	650	650

### ②確保方策

各小学校で放課後児童クラブを実施していますが、需要の高まりによる利用者の増加に対応するため、定員の弾力化や新たな施設整備等により受入れ枠を確保していくとともに、引き続き、利用児童にとって安心・安全で良好な放課後児童クラブの運営に努めます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費に係る副食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	83	81	78	73	72
確保の内容	83	81	78	73	72

### ②確保方策

保護者の経済的な負担軽減を図るため、国の基準にもとづき、幼稚園、保育所、認定こども園等利用者の給食費に係る副食費を助成しています。その他の日用品等の助成についても検討を進め、低所得世帯等の経済的負担の軽減に努めます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【町の方向性】

民間事業者の参入を促進するとともに、認可については十分な審査を行ったうえで実施します。

## ■ 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者や地域の子育ての力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

### 1. 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れる施設です。既存の幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

そのため、認定こども園への移行等については、幼稚園設置者等に対し、必要な情報提供及び連絡調整を適切に行いながら地域の実情に応じて推進していくとともに、地域の子どもを幼稚園、保育所に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進します。

### 2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育施設は、子どもの健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との協同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちの人間形成の基礎を培う役割を担っています。

また、地域子ども・子育て支援事業については、子育てに感じる不安や孤立感、負担感を軽減し、地域で子育てを支える役割があります。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の内容の充実、各施設環境の向上と安全確保、保育関係者の資質向上を図る取組を進めるとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、子育て家庭のニーズに合わせた多様な支援を進めます。

### 3. 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに幼稚園及び保育所と小学校等の連携の推進方策

子ども・子育て支援の中核的役割を担う幼稚園や保育所と、地域に根ざした身近な場で提供する小規模保育所等の地域型保育事業が相互に連携し補完することで、発達段階に応じた教育・保育の量と質の充実が図られます。

そのため、教育・保育施設と地域型保育事業者の情報共有及び連携推進の充実を図るとともに、幼稚園、保育所等での生活が、学習の基盤の育成につながることを配慮し、幼稚園、保育所等と小学校の子ども同士の交流、職員間の意見交換や研修会の開催など、連携を通じた小学校への円滑な接続支援に取り組みます。

## ■ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

「子育てのための施設等利用給付」の円滑な実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保とともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討する必要があります。

そのため、「子育てのための施設等利用給付」の給付にあたっては、保護者の利便性や過誤請求、支払い防止等に考慮し、原則各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者の利便性に配慮した支払い回数を設定し、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、埼玉県との連携や情報共有を図りながら適切な取組を進めます。

## 3

## 子育てに関する相談、情報提供の充実

子育てに対する保護者等の孤立感や不安感を解消することや、出産、育児に対するさまざまなニーズに対応するために、特定教育・保育施設、関係団体などの地域、行政が連携した相談体制を充実します。

また、育児相談や健康相談など各種相談に対応する体制を整えていますが、相談内容は多岐に及び複雑化しているため、関係機関との連携、相談員の資質向上をより一層推進します。

事業名	事業内容	担当課
育児相談	子育てに関するあらゆる相談に応じ、育児不安や子育ての悩みの解消を図ります。	子育て支援課
乳幼児健全育成相談	乳幼児に関する育児相談に応じ、保護者の育児不安の解消を図ります。	子育て支援課
子ども家庭相談	家庭における悩みや育児不安の相談について、専門相談員を配置して、きめ細かな相談に応じます。	子育て支援課
健康相談	保健センターで体重・身長計測や乳幼児の発達の確認、育児の悩みや心配事など保護者からの相談に応じ、育児不安の解消や子どものすこやかな発達を見守ります。保健センターに来られない場合や定例の相談日以外でも、電話や面接等随時相談に応じます。	健康介護課
栄養相談	管理栄養士による子どもの食事（離乳食の進め方、小食、偏食）、大人の食事（生活習慣病に関する相談）についての栄養相談を実施します。	健康介護課
教育相談・いじめ相談	幼児、児童、生徒及び保護者の教育上の悩み相談、いじめや進路等の教育相談に応じます。	教育推進課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの母子保健、育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等の専門職が総合的な相談を実施し、切れ目のない支援を行います。	健康介護課 子育て支援課
情報提供（みやしろで育てよっ）	子育て応援ウェブサイト「みやしろで育てよっ」で、子育てに関する施設や事業等の各種情報について発信します。	子育て支援課
地域子育てサロン事業	子育て家庭が孤立しないよう、地域の多様な主体がそれぞれの特長を活かした子育て交流や情報交換ができる場を提供する子育てサロンの運営を支援します。	子育て支援課

## 基本目標 2 あたたかい心で子育てをささえあうまち

－ 専門的な知識や技術を要する支援 －

### 1 児童虐待防止対策の推進

全国的に児童虐待により子どもが被害者となる事件は毎年増加しており、早期発見・対応のための取組の強化が課題となっています。

児童虐待を防止するための意識啓発を行うとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生予防、早期発見・対応に努めます。また、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。

また、すべての子どもとその家庭、妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」の整備について検討を進めます。

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止対策事業	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造からなる要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や支援等を行うため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関が連携して、効果的な援助や対応を協議・実践します。	子育て支援課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子育て支援課 健康介護課
ケース対応会議	乳児家庭全戸訪問事業をはじめとする各母子保健事業等から、支援が必要であると認められる対象家庭について、訪問者、関係者等が具体的支援内容等を検討します。	健康介護課
子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導など関係機関との連絡調整その他必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備に向けた検討を進めます。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
女性・DV相談	複雑かつ深刻な女性の様々な悩みに対して相談に応じます。特に潜在化しやすいDV・虐待の悩みについては、福祉、保健、教育、警察等と連携し被害者支援に努めます。	総務課
DV被害者支援事業	DV被害者を支援するため、庁内外の関係機関で構成している宮代町ドメスティック・バイオレンス被害者支援連携会議を開催し、DV被害者及び子の支援、保護等について検討します。	総務課

## 2

## 子どもの貧困対策の推進

平成28年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は13.9%と、子どものおよそ7人に1人が貧困状態という厳しい状況にあります。また、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と、ひとり親世帯の半数が貧困状態にあると考えられます。

令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、市町村に対し子どもの貧困対策についての計画策定の努力義務が課されました。そこで本町では、「子どもの貧困対策推進計画」の内容である子どもの貧困の解消に向けた「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労の支援」及び「経済的支援」を本計画に位置づけ積極的に推進します。

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒の心のケア、教職員、保護者等への助言・援助、福祉関係機関、団体等との連携調整を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。	教育推進課
教育相談・いじめ相談【再掲】	幼児、児童、生徒及び保護者の教育上の悩み相談、いじめや進路等の教育相談に応じます。	教育推進課
さわやか相談員の配置	不登校やいじめ、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応のため、小中学校に相談員を配置します。	教育推進課
学習支援（アスポート事業）	生活困窮世帯や生活保護世帯の中学生及び高校生を対象に、学習支援事業を実施します。	埼玉県福祉課
ジュニアアスポート	生活保護世帯の小学生を対象に、学習支援や体験学習等を実施します。	埼玉県福祉課
子ども食堂の支援	社会福祉協議会等を運営主体として、家庭の事情により十分な食事を摂ることや、家族と食事をすることが難しい児童などに対し、低価格での食事提供と居場所づくりを目的として開催している子ども食堂を支援します。	福祉課
生活困窮者自立支援（アスポート相談支援センター）	生活が困窮している方に対し、包括的な相談支援（生活支援、家計支援、就労支援、学習支援等）を実施します。	埼玉県福祉課
就学援助費の支給	経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	教育推進課
ファミリー・サポート・センター利用料の助成	子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）におけるひとり親家庭の利用者負担額を軽減します。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等の医療費支給	ひとり親家庭や父又は母に一定の障がいがある家庭などに対し、医療費の一部を助成します。	子育て支援課
児童扶養手当事務取扱	<p>父母の離婚、死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障がいがあるときに支給される手当です。</p> <p>町では、申請受付、受給資格の確認及び県への進達事務を行います。</p>	子育て支援課
保育所の保育料の減免	多子世帯や未婚のひとり親家庭に対して、認可保育所等の利用者負担額を軽減します。	子育て支援課
学童保育所の保育料の減免	生活保護世帯、就学援助費受給世帯、児童扶養手当受給世帯に対し、学童保育所に係る保育料を免除します。	子育て支援課
実費徴収に係る副食費の減免	特定の収入以下の世帯に対し、特定教育・保育施設等に保護者が支払う副食費の費用を助成します。	子育て支援課

## 3

## 障がい児施策の充実等

妊娠期や乳幼児期からの各種健診事業や家庭訪問、健康教育・相談事業等を通じて発達や育ちの遅れがある子どもを早期に発見し、支援が必要な子どもに対して、地域で適切な療育が行えるよう、継続的な支援体制を確立します。

また、保護者の相談体制の充実や仲間づくりを継続的に支援するとともに、障がい児通所支援の提供を実施します。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査	各種の乳幼児健康診査を実施し、乳幼児期における健康の保持・増進を図ります。また、疾病や障がいの早期発見により、適切な指導や早期治療・早期療育につなげます。	健康介護課
母と子の幼児学級	ことばの発達の遅れ等がある幼児や子どもとの接し方に悩みを持つ保護者に対して、保健師をはじめ保育士、言語聴覚士、臨床心理士が遊びを通じて指導する「母と子の幼児学級」を実施します。	健康介護課
ことばの相談	ことばの発達の遅れや発音、コミュニケーションの苦手な幼児に対して、言語聴覚士による相談を実施します。	健康介護課
心理相談	発達の遅れ、多動、あるいは子どもへの接し方に悩みを持つ保護者を対象に、公認心理師、臨床心理士による相談を実施します。	健康介護課
保護者の情報交換会	障がい児をかかえる保護者の悩みや不安等を解消するため、情報交換や交流が図れる場を提供します。	健康介護課
保健・医療・療育機関との連携	乳幼児や就学期の子どもの健康増進と障がいの発見、早期治療・早期療育のため、保健、医療、療育の関係機関の連携を強化し、定期的な情報交換や協議を行うなど総合的な支援体制を確立します。	健康介護課 教育推進課 福祉課 子育て支援課
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、児童発達支援センター等の施設において、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	福祉課
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を受けるための外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、発達支援を行います。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後や休業日に児童発達支援センター等において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流等を行います。	福祉課
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。	福祉課
障がい児デイサービス	心身の発達の遅れがみられ、医療機関または宮代町保健センターにおいて療育が必要と認められた2歳児から就学の始期に達するまでの児童を対象に、みやしろ保育園内の「のびのびルーム」で療育を行います。	子育て支援課

## 基本目標3 仕事に子育てにゆとりをもてるまち

－ 職業生活と家庭生活との両立の推進 －

### 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。このため、働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要であり、子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組の推進が求められています。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画セミナー	男女共同参画社会の実現のため、男女が最大限に能力を発揮できるようセミナーを開催します。	総務課
男女共同参画情報誌の発行	男女がともに仕事と家庭、子育て、地域活動等を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女共同参画の意識づくりや固定的性別役割分担意識の解消を図るため、情報誌を発行します。	総務課
育児休業取得促進の普及啓発	町内の事業所等に対して、育児休業の取得促進に向けた普及、啓発を行います。	産業観光課
情報提供（宮代で働こう）	ワーク・ライフ・バランスの実現のために有効な職住近接に向けた町内求人情報を発信します。	産業観光課

## 基本目標 4 安心・安全な環境で豊かな心が育つまち

－ 次代を担う子どもたちの育成 －

### 1 新・放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めます。

#### (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量【再掲】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

##### ①量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	412	441	472	517	558
1年生	121	127	131	163	148
2年生	106	115	98	126	156
3年生	81	87	88	97	122
4年生	52	55	73	68	72
5年生	36	33	37	42	38
6年生	16	24	23	21	22
確保の内容	460	460	540	650	650

##### ②確保方策

各小学校で放課後児童クラブを実施していますが、需要の高まりによる利用者の増加に対応するため、定員の弾力化や新たな施設整備等により受入れ枠を確保していくとともに、引き続き、利用児童にとって安心・安全で良好な放課後児童クラブの運営に努めます。

## **(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量**

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両方の事業を実施し、共働き家庭の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものです。

本町における放課後子供教室の整備については、令和元年度に、百間小学校において一体型の放課後子供教室をモデル事業として実施しているところであり、今後は、その成果や課題の検証等を踏まえながら、他校を含めた整備計画の検討を進めます。

## **(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策**

放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合における、児童の受け入れや引き渡しの方法等について、双方の運営者が調整を行います。

## **(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に 関する具体的な方策**

学校関係者に対し、事業の実施主体である教育委員会と子育て支援課の担当者が連携して、新・放課後子ども総合プランの必要性、意義等の説明を行うとともに、安定的かつ効果的な事業運営を行うための余裕教室や特別教室、体育館、校庭、図書室等の利用について協力を求めます。

## **(5) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と子育て支援課の具体的な連携に関する方策**

放課後活動の実施にあたっては、教育委員会と子育て支援課による定期的な打ち合わせの機会を設け、両事業の実施状況や課題等の情報を共有し、連携を図りながら事業を推進します。

## **(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

配慮が必要な児童の増加に伴い職員に専門性が求められています。児童の発達の特徴や発達過程を理解し、個々の特性を踏まえた支援に努めます。

### **(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

保護者の就労形態の多様化等により、放課後児童クラブの開所時間の延長など、ニーズに対する柔軟なサービス提供が必要になっています。そこで地域の状況を的確に把握し、利用者のニーズに沿った放課後児童クラブの運営に努めます。

### **(8) 各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策**

児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう研修等を行い、支援員等の資質向上に努めるとともに、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備と安全面への配慮に努めます。

### **(9) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

広報やホームページ等による周知を図るとともに、放課後子供教室との連携を通じて地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関との情報共有に努めます。



## 第 5 章

---

# 計画の推進体制と進捗管理



## 1

### 計画の推進体制

#### (1) 宮代町次世代育成支援行動計画推進委員会による計画の推進

庁内の関連課署による計画の着実な推進を図るため、「宮代町次世代育成支援行動計画推進委員会」（以下、推進委員会という。）が設置されています。推進委員会は課長級職員で構成され、事業計画の推進に取り組みます。

#### (2) 宮代町次世代育成支援行動計画地域協議会による計画の推進

子どもの育成に関し識見を有する者等からなる「宮代町次世代育成支援行動計画地域協議会」を開催し、町民の意見や専門家の意見を積極的に取り入れながら、町全体で計画を推進します。

## 2

### 計画の点検・評価などの進捗管理

計画にもとづく施策を総合的、計画的に推進するために、各事業における毎年度の進捗状況を庁内で確認し、その効果が継続的に高められるように努めます。また、社会情勢や町民のニーズを踏まえながら、宮代町次世代育成支援行動計画地域協議会等による進行管理を行い計画の着実な推進を目指すとともに、その結果を広報やホームページ等で公表します。



# 資料編

---



## 1. 宮代町次世代育成支援行動計画地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する宮代町次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する宮代町子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定について協議するため、宮代町次世代育成支援行動計画地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動計画及び事業計画に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項に規定する委員は、次世代の社会を担う子どもの育成に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第67号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第4号）

この告示は、制定の日から施行する。

附 則（平成31年告示第43号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 2. 宮代町次世代育成支援行動計画地域協議会委員名簿

	氏 名	所 属 等
1	山根 珠江	家庭教育アドバイザー
2	岡安 英之	P T A連絡協議会
3	深井 岳史	民間保育園（本田保育園）
4	伊東 文子	公立保育園（国納保育園）
5	齋藤 恵子	民間幼稚園（姫宮成就院幼稚園）
6	小玉 明香	保育園保護者
7	石毛 圭子	幼稚園保護者
8	矢島 和美	放課後児童クラブ保護者
9	田村 幸	放課後児童クラブ（かえで児童クラブ）
1 0	新井 智恵	子育てひろば
1 1	岡本 知佳子	保健センター
1 2	田崎 誉代	N P O法人きらりびとみやしろ

### 3. 宮代町次世代育成支援行動計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する宮代町次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する宮代町子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を推進するため、宮代町次世代育成支援行動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動計画及び事業計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）第1条に掲げる課の長、議会事務局長、教育推進課長及び会計管理者をもって組織する。

- 2 委員長は、子育て支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名する職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、行動計画の策定等に関し、委員会から指示された事項について調査研究する。
- 3 作業部会の構成員は、委員長が指名する。
- 4 作業部会の招集は、委員長が指名した者がこれを行い、会務を総理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、制定の日から施行する。
- 2 宮代町次世代育成支援行動計画策定庁内検討会議設置要綱（平成15年宮代町訓令第17号）は、廃止する。

附 則（平成22年訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年訓令第15号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

#### 4. 第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画策定経過

月 日	会議名等	審議内容等
平成30年 12月 7日から 12月26日まで	ニーズ調査の実施	未就学児の保護者 800人 小学生の保護者 800人
令和 元年 9月17日	第1回 宮代町次世代育成支援 行動計画地域協議会	議題 (1) 宮代町子ども・子育て支援事業計画の 進捗状況（平成30年度）について (2) 子ども・子育てをめぐる本町の現状に ついて
令和 元年 12月 2日	第2回 宮代町次世代育成支援 行動計画地域協議会	議題 (1) 宮代町子ども・子育て支援事業計画に おける量の見込みと確保方策について (2) 宮代町子ども・子育て支援事業計画の 骨子案について
令和 2年 2月10日	第3回 宮代町次世代育成支援 行動計画地域協議会	議題 (1) 宮代町子ども・子育て支援事業計画素案 について
令和 2年 2月17日	第1回 宮代町次世代育成支援 行動計画推進委員会	議題 (1) 宮代町子ども・子育て支援事業計画素案 について
令和 2年 3月 2日から 3月23日まで	パブリックコメントの 実施	意見提出なし



---

## 第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 宮代町

編集 宮代町 子育て支援課

〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1

TEL 0480-34-1111

FAX 0480-34-1163

---